

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（2か年度）

病院長
（人事課長）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の定めにより、雇用している又はしようとする女性職員に対する活躍の推進に関する取組を実施することによって、女性職員がその個性と能力を十分に発揮し、以て病院の発展に資するため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2025年4月1日 から 2027年3月31日 までの2か年度（2年間）

2 当院の課題

- (1) 女性医師の人数が少ない。（2023年度末：22名、男性99名）
- (2) 正規職員の時間外労働が多い。（2023年度：月平均19.7時間）

3 目標と対策

- (1) 目標1 【①女性職員に対する職業生活に関する機会の提供】

女性医師の人数を25名以上、又は、男性医師の人数に対し25%以上の割合にする

《対策》

- ・ 大学医局への働きかけ、紹介会社の利用、研修医採用パンフレットの見直し、その他求人媒体の利用により積極的な求人・広報活動を行う。
- ・ 短時間勤務制度、弾力的な勤務時間等を導入・継続し、柔軟な働き方を支援する。

- (2) 目標2 【②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

各月ごとの平均時間外労働時間を月平均19.5時間未満にし、維持する

《対策》

- ・ 多職種からなる働き方ワーキンググループ、経営改善プロジェクトチーム等を定期的に開催し、効率良い働き方を協議して対策する。